

名古屋市科学館イベント情報誌「アサラスコープ」広告掲載申込要領

1 趣旨

令和6年3月に発行する名古屋市科学館イベント情報誌「アサラスコープ（春号）」に掲載する広告を募集するものです。

2 広告媒体

- (1) 名称 名古屋市科学館イベント情報誌「アサラスコープ（春号）」
- (2) 規格 4/4C、A4×8ページ、マットコート90kg
- (3) 発行部数 7,000部
- (4) 発行時期 令和6年3月中旬
- (5) 配布期間 令和6年3月中旬から次号発行（6月下旬）するまで
- (6) 配布方法等 科学館内、市立図書館、区役所・支所、生涯学習センターでの配架
- (7) 内容 科学館の案内、イベント情報及び行事予定

3 募集する広告

- (1) 掲載面・位置 最終ページ・下段
- (2) スペース 天地65mm、左右90mm
- (3) 枠数 1枠
- (4) 色数 4色カラー
- (5) 広告掲載料 最低価格 ¥6,000★（税抜き）
- (6) 掲載期間 令和6年3月中旬から6月下旬
- (7) 広告内容 名古屋市教育委員会広告掲載要綱の条件を満たすものとします。
- (8) 広告募集期間 令和5年12月19日（火）から令和6年1月23日（火）まで

4 募集対象

広告の掲載を希望する者、広告の取次ぎを営業とするもの（以下、広告代理業者）を対象とする。

5 必要な資格

申込みに必要な資格は、下記のとおりです。なお、広告代理業者についても同様とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 募集の開始の日から契約締結日までの間に、名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）第3条第1項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない者であること

- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること

6 申込み

(1) 申込方法

名古屋市教育委員会広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告の完全原稿（画像データ）を添付のうえ、下記申込先まで直接、郵送または電子メールで送付してください。

※電子メールの場合は、添付ファイルのサイズを2メガバイト以下にしてください。

【提出物】

- ・名古屋市教育委員会広告掲載申込書
- ・広告原稿（形式はA IまたはJ P E Gとし、C D-Rに記録もしくは電子メールに添付）と広告見本（原寸大でカラープリントしたもの）

<広告制作上の注意>

ア 文字は、すべてアウトライン化してください。

イ 写真やイラスト等は埋め込みしたもので保存してください。

※審査にあたり、他に資料の提出を求められることがあります（法人の登記簿謄本、納税証明書など）。

【申込先】

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目17番1号

名古屋市科学館総務課庶務係

電子メールアドレス：a2014486@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 申込締切日

令和6年1月23日（火）

※直接の場合は午後5時まで、郵送の場合は同日必着

(3) その他

提出物は掲載・非掲載を問わず返却しません。

7 選定方法

広告審査会において、内容を審査のうえ、掲載の可否を決定します。募集枠数を超える申し込みがあった場合には、提示金額が高い申込者を広告掲載者に決定します。これによってもなお募集枠数を超える場合は、抽選により決定します。

8 掲載手続き

- (1) 広告掲載決定の通知をします（名古屋市教育委員会広告掲載要綱・様式第2号）。審査又は抽選の結果、非掲載となった申込者に対してもその旨を通知し

ます。

- (2) 広告掲載者には、上記(1)の通知と併せて契約に必要な書類をお送りしますので、必要事項を記入のうえ提出していただき契約を締結します。
- (3) 本市が指定する期日（3月上旬予定）までに本市の発行する納入通知書により、広告掲載料を納付していただきます。
- (4) 本市の指定する時期（3月上旬予定）に掲載イメージの確認を1回していただきます。
- (5) 3月中旬に発行予定の「アサラスcope」に掲載します。

9 その他

- (1) 広告の内容が、本要領に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載の契約を解除することがあります。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - イ 指定した期日までに広告内容の改善が行われない場合
 - ウ 広告掲載決定後に名古屋市教育委員会広告掲載要綱第3条に該当することとなった場合
 - エ その他、広告掲載が不相当であると判断したときただし、広告掲載の契約を解除した場合であっても、すでに納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (3) 広告掲載決定通知を受けた者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、すでに納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (4) 掲載に関しては、要綱等及び本要領の規定を遵守し本市の指示に従うとともに、要綱等及び本要領に記載のない事項については、所管課の長と広告掲載者の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとします。
- (5) 感染症等の状況により、掲載されているイベント・行事等について、内容を変更し、又は中止する場合があります。